

Zsa Zsa Zsu Studio 会員規約

第一条（契約成立）

入会申込者（以下、「申込者」といいます）は、入会申込書の内容及び以下の各条項を承諾の上、本日、表記スタジオ（以下、「スタジオ」といいます） に対して入会の申込みを行ない、スタジオはこれを承諾します。

第二条（事業者・本部の名称、所在地）

①

商号：Zsa Zsa Zsu Studio 1st.

運営：株式会社 Bellatrix

所在：東京都文京区関口 1-6-9 川田ビル 1 階

②

商号：Zsa Zsa Zsu Studio Next.

運営：株式会社 Bellatrix

所在：東京都文京区関口 1-4 8-5 第 2 榎本ビル 2 階

第三条（役務の内容）

幼児から成人に対するダンス指導・教育。

第四条（契約期間）

契約期間は契約日（承諾日）より一年間とします。

その後、契約解約を終了させる旨の申し入れがない限り一年間の自動更新とします。

なお、契約開始日とレッスン開始日が異なる場合がございますのでご注意ください。

第五条（体調・健康について）

1）体調不良

当日に会員様の体調・健康状態に異変があると思われた場合は、必ず事前にご連絡下さい。
来迎時に会員様の体調に異変がある場合は、運動指導をお断りしご帰宅いただく場合があります。（場合によっては 保護者の方にお迎えに来ていただく場合があります）

2）投薬

傷口の消毒など簡単な応急措置は行いますが、投薬（塗り薬を含む）は行いません。
但し、本人（保護者）の指示に基づく投薬の指示書のご提出を条件に行なうことがあります。

3）即往症・アレルギー

即往症、食物、薬、動植物等のアレルギーや拒否反応がある場合は必ず入会時にお伝えくだ

さい。また、入会後にアレルギー等が発生した場合も直ちにお伝えください。

4) 伝染病

学校保健安全法の定める、学校感染症もしくは感染力の強い病気にかかっている場合は医師の許可があるまで、レッスンへの参加をお断りさせていただきますのでご了承ください。

5) 障がい

障がいをお持ちの方に関しては、現時点で受け入れ体制が整っていないため、障がいの程度によりご本人のことを考え入会をお断りする場合がありますのでご了承ください。

第六条（禁止事項・レッスンの停止）

1) 次の各号の行為を禁止します。申込者とその関係者が禁止事項に該当した場合、スタジオは本契約を解除することができます。

- (1) ダンススタジオの運営妨害、信用棄損、財産侵害する行為。
- (2) 他の会員やお子様の身体、財産、名誉、信用を毀損する行為。
- (3) 犯罪に結びつく行為や法令、公序良俗に違反する行為。
- (4) 本約款やスタジオが定める規則に違反する行為。

2) 申込者とその関係者が次の事項に該当する行為をした場合、スタジオは申込者のレッスンへの参加を停止することができます。

- (1) スタジオ内での暴力および暴言等により、他の会員や関係者に迷惑をかけたとき、又はスクールの名誉信用を毀損したとき。
- (2) スタジオの建物、設備、備品を故意に毀損したとき。
- (3) 第七条、第八条にて定める費用の支払いを二ヶ月滞納したとき。

第七条（費用の概算）

① 入会金、② 月会費、③ 年会費（契約日より一年経過毎の契約更新時）

※詳細及び合計額はご入会時にご確認ください。

第八条（支払方法）

初回の費用のお支払いは、申込時のご案内日までとなります。

申込時に金融機関自動払込用紙をお渡し致しますのでご記入をお願い致します。ご記入の際に口座引き落とし印鑑相違や不鮮明の場合再提出となり、手数料が 1,000 円必要となりますのでご注意願います。

引き落とし処理が受託されるまでの期間は、翌月の費用を当月の 25 日までに所定の方法でお支払い頂きます。

- 1) 現金支払い（初回のお支払いは現金のみとなります）
- 2) クレジットカード払い

※ 2025 年 8 月以降新システム導入を変更予定。

第九条（前払い金の保全措置について）

予めお預かりする費用を保全する措置はありません。

第十条（抗弁権の接続）

申込者は入会契約に関して信販会社のクレジットカードを利用しているときには、スタジオとの間で生じている事由をもって、当該信販会社に対して問題が解決するまでの間、支払いを中止することができます。

なお、スタジオは割賦販売による販売は一切行っておりません。

第十一条（個人情報の取扱）

- 1) 申込者は役務の提供を受けるために必要な範囲で、本登録情報がスタジオ及び本部によって使用されることに同意します。
- 2) スタジオ及び本部は、パンフレットや資料の送付等、本役務に付随する情報の提供をするために本登録情報を使用できます。
- 3) スタジオ及び本部は、基本料金の支払いを受ける目的等、本役務を提供するにあたり必要な範囲で提携金融機関、郵便局、その他の第三者に対して利用者の登録情報を開示することができるものとします。
- 4) スタジオ及び本部は、前2項の場合又は法令に基づく場合のその他正当な理由がある場合を除き、申込者の事前の同意なしに登録情報を利用せず、また第三者に開示しません。
- 5) スタジオ及び本部は、申込者が申込者の登録情報につき照会及び修正を希望される場合、所定の申し出により対応します。
- 6) スタジオ及び本部は、本役務を提供するにあたり、SNS、ホームページ、研修等の使用目的に限り、申込者の画像・動画の撮影を行ないそれを使用掲載することができるものとします。

第十二条（中途解約）

- 1) 申込者からの休会及び契約解除の申し出は、丸1ヶ月前の申告を必須とします。それを超えての申し出に伴う返金はありません。
- 2) 休会の際は毎月1,500円（税別）の在籍保持料を引き落とし口座からお支払いいただきます。

第十三条（損害賠償）

スタジオの施設又は業務の遂行に起因して、生徒等の第三者の生命、身体を害し、又は財産を損壊したことについて法律上の損害賠償責任を負うべき場合には、スタジオは相応の補償を行ないます。

但し、スタジオの管理下でない間に発生した事故、レッスン中に生じた身体への傷害につい

ては担当指導者の指示に厳密に従わなかった結果発生したと認められる場合、スタジオ内における盗難及び紛失については、一切損害賠償の責めを負いません。

また、スタジオの管理下における生徒の行為に 起因する偶然な事故については、法律上の損害賠償に基づき生徒及びその法定監督義務者が解決にあたるものとします。

第十四条（紛争の解決）

本約款に定める事項について疑義が生じた場合、又は本約款に定めのない事項、その他本約款に関して争いが生じた場合、両者協議の上で解決するものとします。

第十五条（約款の変更等）

スタジオは社会情勢、その他諸般の状況変化、その他相当の事由があると認められる場合、書面での通達より本約款を変更できるものとします。

第十六条（自転車等の駐車）

- ① **Studio 1st.**はスタジオ外部の芝生部分にご利用の方々の自転車等を駐車できます。その際は他のテナントの方々他、ご迷惑が掛からないように人工芝生内に整列駐車をお願いします。
- ② **Studio Next** は駐輪場がありません。**Studio 1st.**の駐輪所もしくは、近隣の有料・無料駐輪所をご利用ください。

第十七条（保険の加入の義務）

スタジオでは安心して活動に専念出来るように、会員の皆様にはスポーツ安全保険に加入して頂きます。

掛け金は4月から翌3月までを期間とし、中学生以下の会員様はお一人様年額800円、高校生以上の会員の方は任意となり年額1,850円となります。